

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	産業振興部 (指定管理者：公益財団法人いわき市教育文化事業団)
監査の種類	平成28年度 公の施設の指定管理者監査 (28監第53号 平成29年1月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年12月19日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>いわき市勿来勤労青少年ホームについては、平成27年度から、公益財団法人いわき市教育文化事業団を指定管理者としており、いわきの歴史講座やワード・エクセル講座など、利用者のニーズに合ったより幅広い内容の講座を実施するなど、サービスの向上を図っている。</p> <p>その一方で、当該施設は、「勤労青少年福祉法」により勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行う施設として設置された経緯があるものの、平成27年度の利用者のうち、35歳以上の利用者が11,627人(全体の73.8%)となっており、34歳以下の利用者が少なく、実態としては地域住民のための施設として公民館に近い使われ方がされている。</p> <p>また、「勤労青少年福祉法」から「若者雇用促進法」への抜本改正(平成27年10月1日施行)において、法の目的が、勤労青少年の福祉の増進から青少年の雇用の促進及び能力を有効に発揮できる環境の整備となり、勤労青少年ホームの設置規定も削除されたところである。</p> <p>以上のことから、「いわき市公共施設等総合管理計画」の策定や市の労働施策の今後の展開、さらに、近隣に集会所が存在すること等も踏まえ、将来的な施設のあり方を検討する必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(商業労政課)</p>	<p>公共施設等総合管理計画に基づき、庁内の関係課等による会議を経て、施設のあり方を検討してきた結果、生涯学習施設(公民館)として位置づけることとしました。</p> <p style="text-align: center;">(平成30年9月14日市長決裁)</p> <p>なお、平成30年11月市議会定例会に関連条例の改正案を提出し、可決されました。</p> <p>「議案第6号 いわき市公民館条例の改正について」</p>